

事務連絡
令和4年7月20日

各位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更、出勤者数の削減、
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年7月15日の第94回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、現下の感染拡大への対応として「B A. 5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」が取りまとめられ（別添1別紙1参照）、併せて令和4年7月14日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言（別添1別紙2～4参照）等も踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました（別添1別紙5及び別紙6参照）。これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～4について周知の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましては、傘下会員に対し、周知をよろしくお願いいたします。

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」

（別添1別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部

「B A. 5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」

以下別添1別紙2～4、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

（別添1別紙2）「第7波に向けた緊急提言」

（別添1別紙3）「効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について」

（別添1別紙4）「感染拡大防止のための効果的な換気について」

（別添1別紙5）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年7月15日変更）

（別添1別紙6）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年7月15日）（新旧対照表）

以下別添2～4、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

（別添2）「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」

（別添3）「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添4）「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その6）」